

■p. 34 No. 15 (1) 解説

解説文下から 2 行目

誤：控訴・上訴

正：控訴・上告

■p. 77 No. 43 (3) 問題枝文

第 2 文「在任中に犯した犯罪又は在任前に犯した犯罪の双方が含まれる。」を削除。

■p. 138 No. 11 問題 (4)

問題文を以下のように訂正いたします。

誤：3 万円以下の罰金

正：50 万円以下の罰金

なお、解答・解説に変更はありません。

地方公務員法平成 26 年 5 月 14 日改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、守秘義務違反（地方公務員法 60 条 2 号）に科される罰金の上限が、「3 万円以下」から「50 万円以下」に引き上げられました。

■p. 164 No. 30 (4) 解答・解説及び正解

No. 30 (4) の解答を、以下のように訂正いたします。

誤：妥当でない。

正：妥当。

No. 30 (4) の解説を、以下のように訂正いたします。

国賠法 1 条 1 項により国家賠償請求を行う場合、判例は「公権力の行使に当たる公務員の職務行為が違法であることについての主張立証責任は、同項に基づき国又は公共団体に賠償責任があると主張する者において負担する」（東京高判平 11・4・26）と判示していることから、原告側において、公務員の職務行為が違法であることについての立証責任を負う。

以上の訂正に伴い、No. 30 の全ての肢が「妥当。」となるため、正解を、以下のように訂正いたします。

誤：正解 (4)

正：解なし。

■p. 344 No. 76 (5) 問題

問題文を以下のように訂正いたします。

問題文 2 行目

誤：未成年者略取罪

正：未成年者拐取罪

問題文 3 行目

誤：未成年者拐取罪

正：わいせつ目的拐取罪

わいせつ目的をもって未成年者を拐取した場合は、わいせつ目的拐取罪のみが成立し、未成年者拐取罪はこれに吸収される（東京高判昭 31・9・27）。

■p. 349 No. 79 解説 (2) 2 行目

平成 23 年法改正により「問わず、販売以外の方法で交付することを」を「問わず交付することを」へ変更いたします。

■p. 351 No. 81 問題 (2) 1 行目

問題文を以下のように訂正いたします。

誤：塀をよじ登った時

正：塀をよじ登り始めた時

なお、解答・解説に変更はありません。

■p. 410 No. 116 (4) 解答・解説・正解

解答・解説及び正解を、以下のように訂正いたします。

解答

(4) 妥当又は妥当でない。

解説

電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）における「虚偽の情報」とは、「入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報」をいう（東京高判平 5・6・29）。X 社経理部長甲が、自己の借財の返済のため、何ら会社と取引等もないのに、会社の預金口座から自己の預金口座に振込みをする行為は、入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わない振込みであり、電子計算機使用詐欺罪が成立し得る。一方で、預金にも占有が

認められることから、X社経理部長甲について、同社の預金の占有が認められるのであれば、業務上自己の占有する他人の物を横領した者として業務上横領罪（刑法253条）が成立し得る。預金の占有が認められるか否かは、会社での預金の管理状況や支払決済の承認手続などの具体的事実関係に基づき判断されるところ、枝文の事実だけでは、甲にX社の預金の占有が認められるかどうかについて判断ができない。そのため、枝文の甲について、結論として電子計算機使用詐欺罪が成立するのか、あるいは業務上横領罪が成立するのかを確定できない。

正解

(5) 又は(4)、(5)